平成２３年（フ）第３４４号
愛知県一宮市千秋町浮野字定筆８番地　雇用促進千秋宿舎２―303
債務者　中西　俊博
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４０７号
愛知県一宮市浅井町西浅井字南山13番地
債務者　アサヒデザインこと　多賀　　伸
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４０８号
愛知県一宮市浅井町西浅井字南山13番地
債務者　多賀　節子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１９号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根字六反畑58番地コーポ千秋201号
債務者　清水　勤士
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区海野259番地、前住所三重県伊勢市御薗町王中島843番地
債務者　大西三喜子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１０１４号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番153―203号
債務者　渡辺　繁明
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５９号
神戸市須磨区若木町３丁目７番41号　ガーデン・スマＡ206
債務者　大城　信明
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２３号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番27―302号
債務者　近藤　　充
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２５号
神戸市長田区堀切町６番17号　ナンバハイツ303号、従前の住所神戸市長田区檜川町２丁目１番34号　サニーヒルトキモト105号
債務者　森口　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２６号
神戸市須磨区中落合１丁目１番405―403号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬344番地
債務者　青木　勝茂
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８８号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目10番36―303号
債務者　坂本　牧子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２４０号
広島市西区庚午中４丁目10番24号
債務者　中本　睦弘
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４１号
広島市西区庚午中４丁目10番24号
債務者　中本　美恵
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１４号
鹿児島県鹿児島市吉野町7350番地１
債務者　牧　　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
静岡県伊東市宇佐美2129番地の４　稲本荘５号、前住所静岡県伊東市宇佐美3355番地の86
債務者　稲葉あゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
静岡県三島市徳倉１丁目13番15号　コーナスガーデンＡ―201、前住所静岡県三島市徳倉２丁目19番46号
債務者　毛利田幸子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
三重県四日市市生桑町2162番地　アイティーオー生桑北館103号室、前住所三重県四日市市生桑町2399番地２
債務者　渥美　佳人
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係